

令02原機(大安)001  
令和2年4月6日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所  
所長 塩月 正雄

### 「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」の読み替えについて（連絡）

「原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律」の改正（平成30年12月12日公布）を受け、令和2年4月1日付けで日本原子力研究開発機構として原子力損害賠償実施方針の作成及び公表を行いました。この中で、防災基本計画を踏まえて、原子力損害が発生した場合における被害申出窓口の開設の方針について定めているところです。

これに合わせ、平成31年3月25日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所原子力事業者防災業務計画」につきまして、被災者相談窓口の設置に係る表現について防災基本計画と整合を図るため、令和2年4月1日から読み替えが必要となりました。

更に、国土交通省の組織再編による組織名称変更に伴い、同様に令和2年4月1日から読み替えが必要となりました。本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間、添付資料のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

#### 添付資料

- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成31年3月25日以降適用）	読み替え後（令和2年4月1日以降適用）	理由
<p>目次 略 別図、別表、様式一覧 略 第1章～第3章 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 原子力災害中長期対策</b></p> <p>現地对策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害中長期対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 緊急事態応急対策等の報告</b></p> <p>現地对策本部長は、原子力緊急事態が発生したときは、その状況及び実施した緊急事態応急対策の概要並びに原子力災害中長期対策の実施の方針を原子力緊急事態解除宣言のあった日から速やかに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長に報告する。 なお、事業所外運搬の場合にあっては、上記報告先の他、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長及び防災関係機関にその旨を報告する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 復旧対策</b></p> <p>1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施 現地对策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、計画及び実施内容並びに実施状況を原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長、鉾田市長及び関係周辺市町村長に報告する。 （1）原子力施設の損傷状況及び汚染状況の把握 （2）原子力施設の除染、放射線の遮蔽等の実施 （3）原子力施設損傷部の修理及び改造の実施 （4）放射性物質の追加放出の防止 （5）原子力災害中長期対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項</p> <p>2. 被災者の相談窓口の設置 <u>現地对策本部長</u>は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</p> <p>3. 現地对策本部の解散 現地对策本部長は、原子力災害中長期対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断したときは、第2章第2節第1項に基づき現地对策本部を解散するとともに、その旨を関係機関に連絡する。</p> <p>4. 原因究明と再発防止対策の実施 原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講ずる。</p> <p>5. 原子力防災要員等の派遣 原子力防災管理者は、ERC、OFC、茨城県知事、大洗町長、鉾田市長、関係周辺市町村長及びその他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害中長期対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表-15(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。また、原子力防災管理者は、機構内の他事業所又は他の原子力事業者の応援を必要とするときは、機構対策本部長に要請する。 （1）広報活動に関する事項 ① 大洗研究所とOFCとの情報交換 ② 報道機関への情報提供 ③ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員等の対応 （2）環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項 ① 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（初期被ばく医療への協力を含む。） ② 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p>	<p>目次 変更なし 別図、別表、様式一覧 変更なし 第1章～第3章 変更なし</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 原子力災害中長期対策</b></p> <p>現地对策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害中長期対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 緊急事態応急対策等の報告</b></p> <p>現地对策本部長は、原子力緊急事態が発生したときは、その状況及び実施した緊急事態応急対策の概要並びに原子力災害中長期対策の実施の方針を原子力緊急事態解除宣言のあった日から速やかに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長に報告する。 なお、事業所外運搬の場合にあっては、上記報告先の他、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長及び防災関係機関にその旨を報告する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 復旧対策</b></p> <p>1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施 現地对策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、計画及び実施内容並びに実施状況を原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長、鉾田市長及び関係周辺市町村長に報告する。 （1）原子力施設の損傷状況及び汚染状況の把握 （2）原子力施設の除染、放射線の遮蔽等の実施 （3）原子力施設損傷部の修理及び改造の実施 （4）放射性物質の追加放出の防止 （5）原子力災害中長期対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項</p> <p>2. 被災者の相談窓口の設置 <u>機構対策本部長</u>は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に<u>対応</u>するため、相談窓口を設置する。</p> <p>3. 現地对策本部の解散 現地对策本部長は、原子力災害中長期対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断したときは、第2章第2節第1項に基づき現地对策本部を解散するとともに、その旨を関係機関に連絡する。</p> <p>4. 原因究明と再発防止対策の実施 原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講ずる。</p> <p>5. 原子力防災要員等の派遣 原子力防災管理者は、ERC、OFC、茨城県知事、大洗町長、鉾田市長、関係周辺市町村長及びその他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害中長期対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表-15(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。また、原子力防災管理者は、機構内の他事業所又は他の原子力事業者の応援を必要とするときは、機構対策本部長に要請する。 （1）広報活動に関する事項 ① 大洗研究所とOFCとの情報交換 ② 報道機関への情報提供 ③ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員等の対応 （2）環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項 ① 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（初期被ばく医療への協力を含む。） ② 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定</p>	<p>原子力損害の賠償に関する法律の改正に伴い、機構において原子力損害賠償実施方針が策定されたことから、被災者の相談窓口の設置の表現について防災基本計画との整合を図る。</p>

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成31年3月25日以降適用）	読み替え後（令和2年4月1日以降適用）	理 由
<p>③ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染                      派遣された原子力防災要員等は、OFCに設置される原子力災害現地対策本部及び自治体災害対策本部等派遣先の指示に基づき、必要な業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報及び要請事項等について現地対策本部長と密に連絡を取り報告する。                      また、原子力防災管理者は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を必要に応じて、大洗研究所内に周知する。</p> <p>第1章～第3章 略                      別図-1～別図-2（1） 略</p>	<p>③ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染                      派遣された原子力防災要員等は、OFCに設置される原子力災害現地対策本部及び自治体災害対策本部等派遣先の指示に基づき、必要な業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報及び要請事項等について現地対策本部長と密に連絡を取り報告する。                      また、原子力防災管理者は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を必要に応じて、大洗研究所内に周知する。</p> <p>第1章～第3章 変更なし                      別図-1～別図-2（1） 変更なし</p>	

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前 (平成31年3月25日以降適用)	読み替え後 (令和2年4月1日以降適用)	理由
<p>現地対策本部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災体制設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣官房 副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付 内閣情報集約センター (内閣情報調査室) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 内閣府 内閣総理大臣 政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付 原子力災害現地対策本部 東海・大洗原子力規制事務所 原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所 (原子力防災専門官) 原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所 (上席放射線防災専門官) 原子力緊急時支援・研修センター</li> </ul> </li> <li>文部科学省・経済産業省等関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省 原子力課 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課 原子力技術室 消防庁 応急対策室 (FAXのみ) 宿直室 (FAXのみ)</li> </ul> </li> <li>茨城県関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県 原子力安全対策課 茨城県 防災・危機管理課</li> </ul> </li> <li>地方自治体関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>大洗町 生活環境課 鉦田市 総務課 水戸市 防災・危機管理課 ひたちなか市 生活安全課 茨城町 総務課 笠間市 総務課 小美玉市 防災管理課 城里町 総務課 東海村 防災原子力安全課 那珂市 防災課 大洗町漁業協同組合 茨城沿海地区漁業協同組合連合会 指導部 茨城労働局 水戸労働基準監督署</li> </ul> </li> <li>警察・消防関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県警察本部 水戸警察署大洗地区交番 水戸警察署 鉦田警察署 大洗町 消防本部 鹿行広域事務組合消防本部 ひたちなか・東海広域事務組合 消防本部 (FAXのみ) 茨城海上保安部</li> </ul> </li> <li>医療機関関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>大洗海岸病院 (人の障害の場合及び原子力災害医療協力機関) ※ 久慈芽根病院 (原子力災害医療協力機関) ※ 日立総合病院 (原子力災害医療協力機関) ※ 茨城東病院 (原子力災害医療協力機関) ※ 水戸赤十字病院 (原子力災害医療協力機関) ※ 水戸医療センター (原子力災害拠点病院) ※ 県立中央病院 (原子力災害拠点病院) ※ 放射線医学総合研究所 (高度被ばく医療センター) ※ ※ 必要な場合に応じて連絡</li> </ul> </li> <li>大洗隣接事業所 <ul style="list-style-type: none"> <li>日本核燃料開発 (株) (株) 日揮 東北大学量子エネルギー材料科学国際研究センター</li> </ul> </li> <li>事業所外運搬事故関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣官房 副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付 内閣情報集約センター (内閣情報調査室) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 内閣府 内閣総理大臣 政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付 国土交通大臣 国土交通省 海事局検査測度課 (海上) 自動車局 <u>環境政策課</u> (陸上) 航空局安全部運航安全課 (航空) 当該事象発生場所管轄都道府県知事、市町村長</li> </ul> </li> </ul> <p>別図-2(2) 大洗研究所外通報連絡系統</p>	<p>現地対策本部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災体制設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣官房 副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付 内閣情報集約センター (内閣情報調査室) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 内閣府 内閣総理大臣 政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付 原子力災害現地対策本部 東海・大洗原子力規制事務所 原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所 (原子力防災専門官) 原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所 (上席放射線防災専門官) 原子力緊急時支援・研修センター</li> </ul> </li> <li>文部科学省・経済産業省等関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省 原子力課 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課 原子力技術室 消防庁 応急対策室 (FAXのみ) 宿直室 (FAXのみ)</li> </ul> </li> <li>茨城県関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県 原子力安全対策課 茨城県 防災・危機管理課</li> </ul> </li> <li>地方自治体関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>大洗町 生活環境課 鉦田市 総務課 水戸市 防災・危機管理課 ひたちなか市 生活安全課 茨城町 総務課 笠間市 総務課 小美玉市 防災管理課 城里町 総務課 東海村 防災原子力安全課 那珂市 防災課 大洗町漁業協同組合 茨城沿海地区漁業協同組合連合会 指導部 茨城労働局 水戸労働基準監督署</li> </ul> </li> <li>警察・消防関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県警察本部 水戸警察署大洗地区交番 水戸警察署 鉦田警察署 大洗町 消防本部 鹿行広域事務組合消防本部 ひたちなか・東海広域事務組合 消防本部 (FAXのみ) 茨城海上保安部</li> </ul> </li> <li>医療機関関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>大洗海岸病院 (人の障害の場合及び原子力災害医療協力機関) ※ 久慈芽根病院 (原子力災害医療協力機関) ※ 日立総合病院 (原子力災害医療協力機関) ※ 茨城東病院 (原子力災害医療協力機関) ※ 水戸赤十字病院 (原子力災害医療協力機関) ※ 水戸医療センター (原子力災害拠点病院) ※ 県立中央病院 (原子力災害拠点病院) ※ 放射線医学総合研究所 (高度被ばく医療センター) ※ ※ 必要な場合に応じて連絡</li> </ul> </li> <li>大洗隣接事業所 <ul style="list-style-type: none"> <li>日本核燃料開発 (株) (株) 日揮 東北大学量子エネルギー材料科学国際研究センター</li> </ul> </li> <li>事業所外運搬事故関連 <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣官房 副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付 内閣情報集約センター (内閣情報調査室) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 内閣府 内閣総理大臣 政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付 国土交通大臣 国土交通省 海事局検査測度課 (海上) 自動車局 <u>安全・環境基準課</u> (陸上) 航空局安全部運航安全課 (航空) 当該事象発生場所管轄都道府県知事、市町村長</li> </ul> </li> </ul> <p>別図-2(2) 大洗研究所外通報連絡系統</p>	<p>国土交通省の組織再編による組織名称変更</p>
<p>別図-2(3)～別図-6 略 別表-1～別表-19 略 様式1～様式9-2 略</p>	<p>別図-2(3)～別図-6 変更なし 別表-1～別表-19 変更なし 様式1～様式9-2 変更なし</p>	